

## 公的研究費の執行における事務分担等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、岩手医科大学における公的研究費（公的研究費の管理に関する規程に定めるものをいう。）の執行における研究者及び事務職員が行う事務分担及び決裁権限等に関し、必要な事項を定める。

### (研究者の事務の基本原則)

第2条 研究者は、公的研究費のうち、直接経費について予算執行することができる。

- 2 研究者は、事務職員と連携し、物品又はサービスの購入その他公的研究費の使用に当たり必要な事務手続きを行うものとする。
- 3 研究者は、公的研究費の執行の都度、その財源（補助事業等名）を特定し、公的研究費の執行状況を常に把握し、効率的な使用に努めなければならない。

### (事務職員の事務の基本原則)

第3条 事務職員は、直接経費の執行権限を有する研究者に対して、適宜必要な照会をし、助言をするものとする。

- 2 事務職員は、研究者と連携し、物品又はサービスの購入等の事務手続き、その他公的研究費を管理するために必要な事務手続きを行うものとする。

### (職務権限)

第4条 公的研究費執行上の事務分担及び決裁権限等については、次に掲げるところによる。

- |          |         |
|----------|---------|
| (1) 物品購入 | 別表1のとおり |
| (2) 旅費   | 別表2のとおり |
| (3) 人件費  | 別表3のとおり |
| (4) 謝金   | 別表4のとおり |

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、研究費不正使用防止委員会が行うものとする。

### (雑則)

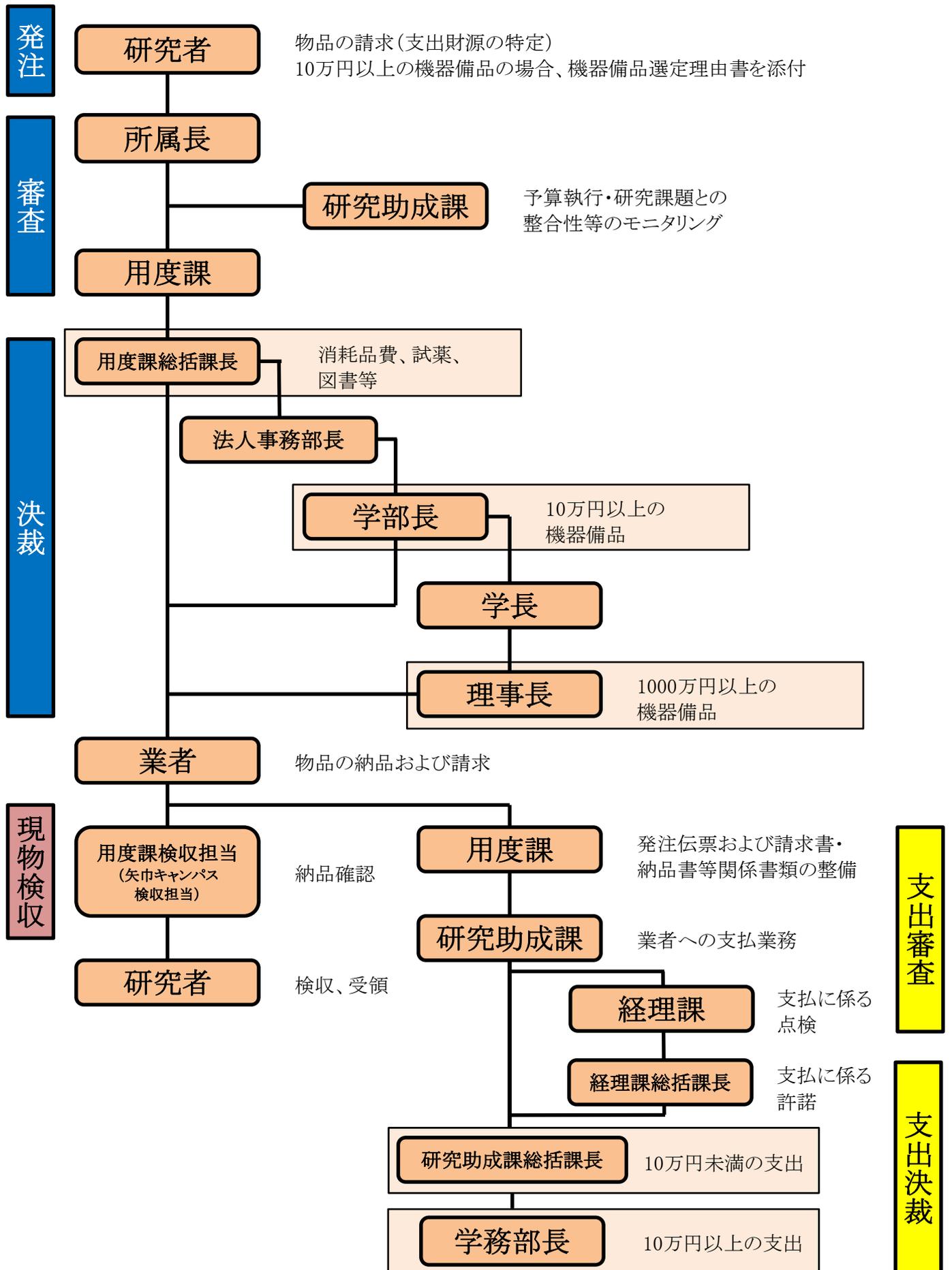
第6条 この規程に定めるほか、この規程の実施に必要な事項は、事務局長が別に定める。

### 附 則

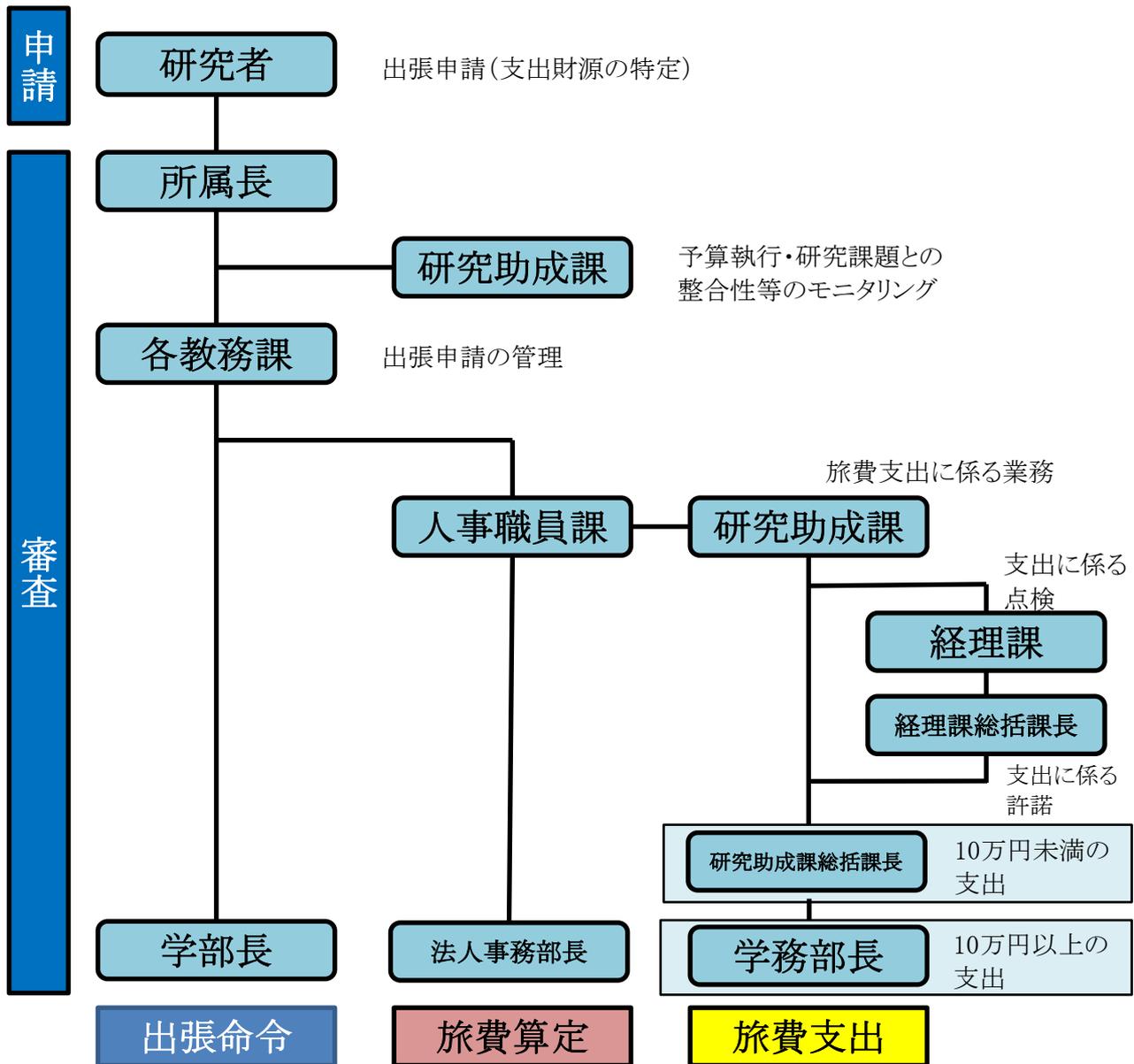
この規程は、平成27年3月17日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

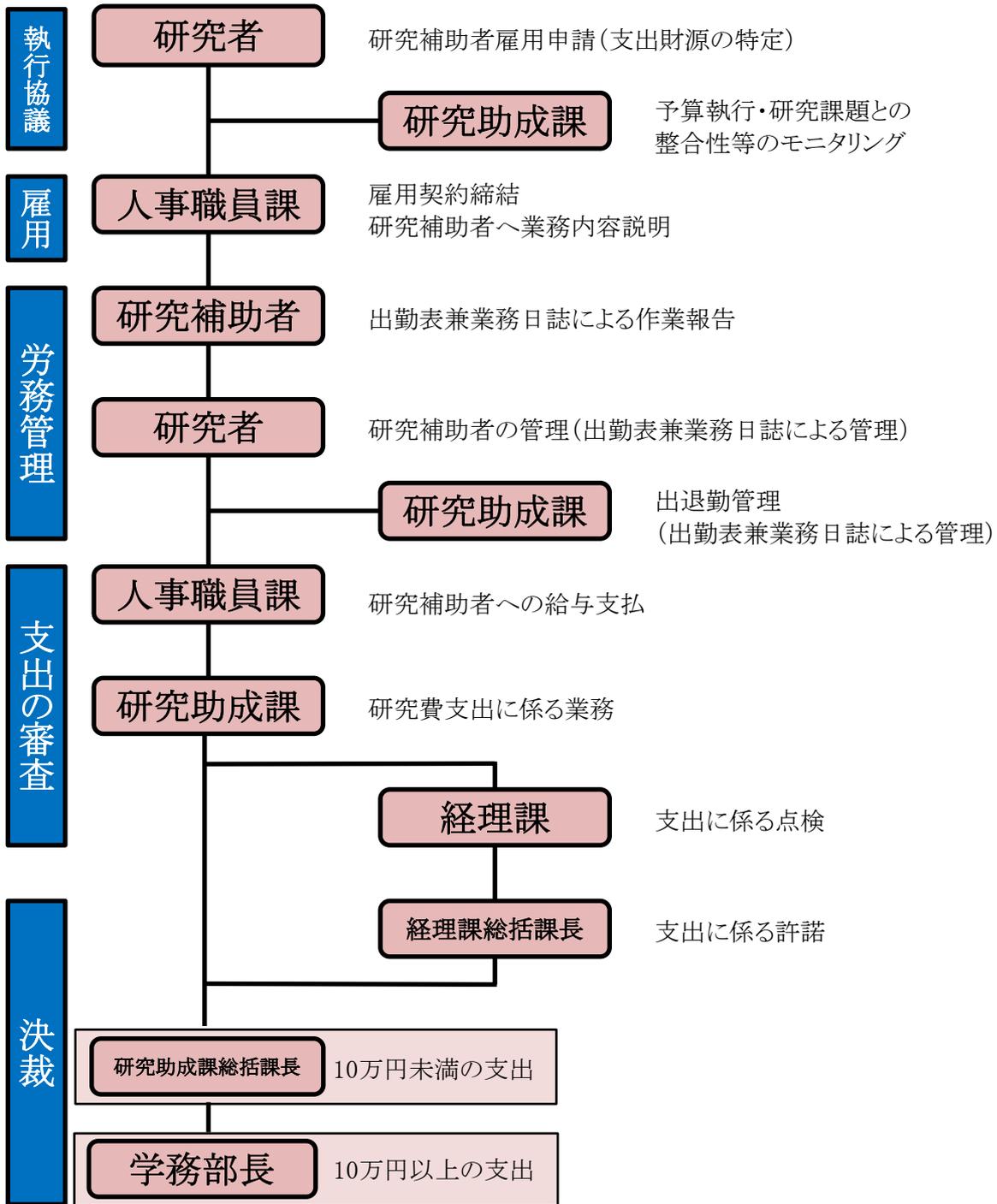
# 別表1 物品購入に係る職務権限(公的研究費)



別表2 旅費に係る職務権限(公的研究費)



### 別表3 人件費に係る職務権限(公的研究費)



## 別表4 謝金に係る職務権限(公的研究費)

